

太陽光発電設備等の運転開始後における増設の取扱い

1. 太陽光発電設備等の増設にかかる新たな取扱いについて

平成27年3月31日の「調達価格および調達期間等を定める平成24年経済産業省告示第139号の一部を改正する経済産業省令第四十二号」により、運転開始後に再生可能エネルギー発電設備を増設する場合、既存認定設備の変更認定を行ない、原則として変更認定時点の調達価格に見直されることになっております。

ただし、運転開始後に再生可能エネルギー発電設備を増設する場合で、増設部分を別設備として新たに設備認定を取得し、既存認定設備と増設認定設備からの再生可能エネルギー電気の供給量をそれぞれの確に計量できる構造とした場合は、既存認定設備と増設認定設備毎に調達価格・調達期間を適用することになっております（以下、「増設別計量の取扱い」という。）。

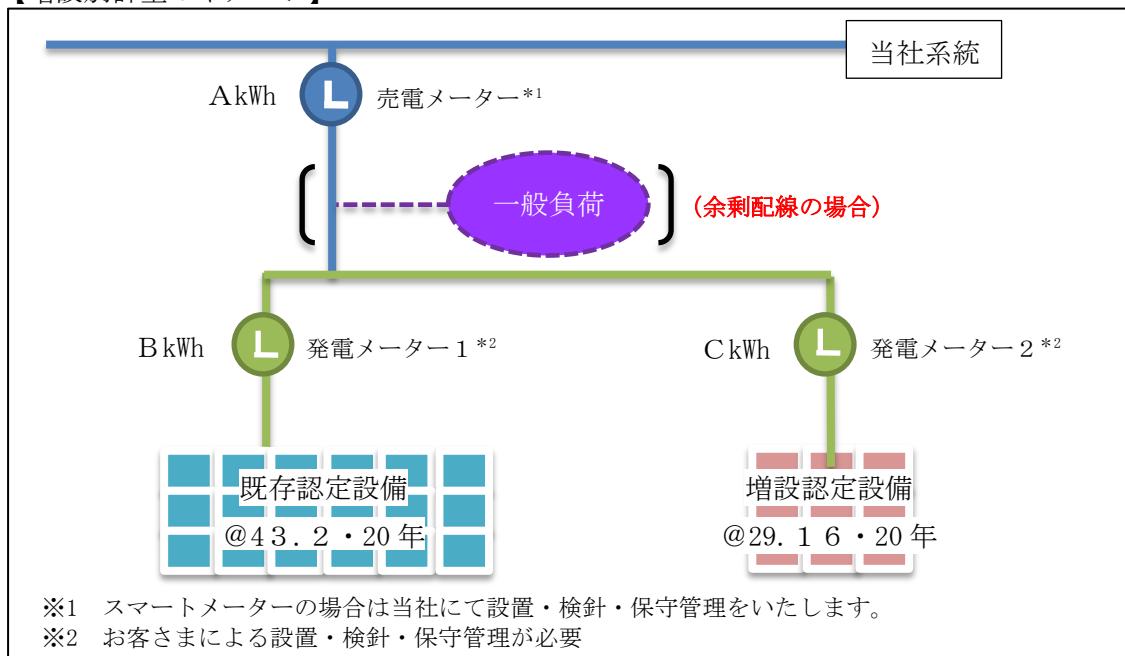
2. 増設別計量の取扱いを希望される場合の必要・注意事項について

- (1) 既存認定設備と増設認定設備からの再生可能エネルギー電気の供給量が的確に計量できるよう、当社が設置・管理する売電メーターとは別に、お客さまが、既存認定設備と増設認定設備のそれぞれの交流配線側（一般負荷があり余剰配線となる場合は、当該一般負荷と各設備との間）に発電メーターを設置し、契約期間にわたって保守管理していただく必要があります。

また、当社にお申込みいただく際は、発電メーターの設置場所が分かるよう単線結線図への記載をお願いいたします。

なお、お客さまが設置・保守管理する発電メーターは、計量法16条第1項に定める検定を受ける必要があります。違反した場合には、計量法第172条第1項にもとづき、6ヵ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、またはこれらが併科されます。（※契約期間中に検定の有効期間が満了する場合は、有効期限前までに検定済みかつ有効期限内のものと取り替えていただく必要があります。）

【増設別計量のイメージ】



- (2) 毎月の料金を既存認定設備と増設認定設備毎の発電電力量にもとづき算定するために、契約期間にわたり、以下①～③のとおり検針結果を当社に報告していただく必要があります。

- ①毎月、当社が指定する日^{※3}（休日・祝祭日となる場合もある。以下「検針日」という。）に発電メーターを検針する。
- ②毎月、検針日^{※4}の午後4時までに、①の検針結果（各発電メーターの当月指示数、前月指示数およびその差引きにもとづく当月の発電電力量）を所定の様式にてメールまたはFAXにて当社に報告する。
- ③発電メーターの検針結果の記録は、指示数が分かる発電メーターの写真を撮影するなどして保管する。

※3 当社が指定する日は、お客さま毎に異なりますので別途お知らせいたします。

※4 当社が指定する日は、「検針票」に表示する「次回検針日」となりますので、毎月ご確認ください。

- (3) 以下①～⑤の場合は、既存認定設備と増設認定設備からの再生可能エネルギー電気の供給量が的確に計測できないため、理由の如何にかかわらず、当該月の料金は、各設備認定に適用される調達価格のうち「最も安い調達価格」を適用して算定いたします。

- ①発電メーターが故障した場合
- ②発電メーターが計量法に定める検定を受けていない（有効期限を超過した場合を含む）場合
- ③当社が指定する日に発電メーターを検針しなかった場合
- ④当社が指定する報告期日までに検針結果を報告しなかった場合
- ⑤その他の理由により各認定設備からの電気の供給量を特定できなかった場合

- (4) 前述（3）①～⑤の原因となる事由をお客さまがすみやかに解消しない場合、当社は、特定契約を解除いたします。

3. 増設別計量の取扱いにおける各認定設備の受給電力量について

- (1) 当社は、毎月、お客さまから受領した発電メーターの検針結果をもとに、以下の算定式にもとづき、各認定設備の受給電力量を算定いたします。

$$\text{既存認定設備の受給電力量} = A \text{ kWh} \times \frac{B\text{kWh}}{B\text{kWh} + C\text{kWh}} \quad (\text{小数点以下、四捨五入}) \cdots \text{①}$$

$$\text{増設認定設備の受給電力量} = A \text{ kWh} - \text{①}$$

また、増設認定設備が複数の場合は、調達価格の高い順に上記算定式にもとづき、各認定設備の受給電力量をA kWhとし、その他認定設備の受給電力量を0 kWhとさせていただきます。

(2) 当社は、前述(1)のとおり算定した受給電力量および料金を、「購入電力量のお知らせ」によりお知らせいたします。

4. 増設別計量の取扱いを行なう場合の同意書のご提出について

増設別計量の取扱いをご希望される場合、前述のようにお客さまに契約期間にわたり遵守いただく事項が多くあるため、その内容を十分にご理解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

なお、当社にお申込みをいただく際には、原則としてお申込み時に、当該取扱いに関する同意書を提出いただく必要があります。

※[資源エネルギー庁HP](#)にも「増設別計量に関するQ A」が掲載されておりますので、併せてご確認ください。